

## 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

## －中立性・透明性の確保について－

(案)

平成 26 年 11 月 13 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

安全研究センター

## 1. 経緯

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の第 2 期中期計画<sup>\*1</sup>を踏まえ、安全研究センター（以下「当センター」という。）が行う原子力安全規制等に対する技術的支援業務については、中立性・透明性を確保しなければならない。そのための一手段として、原子力規制委員会からの受託事業を含め、原子力事業者<sup>\*2</sup>からの独立性を担保することとしている。

現在、原子力機構では、中立性・透明性の観点から、原子力安全規制等を支援する安全研究・防災支援部門（当センターを含む）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（原子力事業者としての部門）と分離した運営体制としている。

安全研究・防災支援部門の一組織である当センターは、原子力安全規制等に対する技術的支援業務を実施しているが、特殊な装置の運転を必要とする場合、当センター内の専門家が少ない場合等、当センターの研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、実効的かつ効率的な観点から、安全研究・防災支援部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施している。

本資料は、原子力安全規制等に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保するため、実効的かつ効率的に業務を遂行しつつ、原子力事業者からの独立性を担保することを目的として、当センターとしての、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方を取りまとめたものである。

## 2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を実施するにあたっての考え方について記す。

## (1) 原子力機構以外の原子力事業者との関係

原子力事業者から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。

- ①当センターは、原子力事業者からの受託事業や研究資金を受けない。
- ②当センターは、原子力事業者に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ③当センターは、原子力事業者からの出向者を受託事業に従事させない。
- ④当センターは、再委託先<sup>\*3</sup>の従業者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事する場合には、受託事業に従事させない。

## (2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用

原則、原子力機構内で受託事業に従事できる者を以下の各号に限定する。

①当センターの本務者

②原子力事業者からの受託事業や契約業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない当センターの兼務者

なお、当センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、当センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。

## (3) 例外的措置

本項(1)(2)の例外的措置として、原子力事業者を受託事業に関与させなければ同業務を遂行できない場合や著しい支障が生じる場合等やむをえない理由が認められる場合には、規制支援審議会でその理由の適切性について評価を受けた上で原子力事業者を関与させることとする。既に審議会で適切と評価された同様の理由により原子力事業者を関与させる場合はこの限りではない。審議会における評価前には、原子力規制委員会の担当課等と協議し、業務の中立性・透明性が害されないことを確認する。

なお、原子力事業者からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものとする。

## 3. 透明性の確保について

受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保する。

## 4. その他

当センターが受託事業を遂行するに当たって、当センターの人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者との共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限って、別に定める考え方<sup>\*4</sup>に基づき原子力事業者との共同研究を実施する。

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を進めるに当たり、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、別にまとめる。

\*1 「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）（平成22年4月1日～平成27年3月31日）」

\*2 「原子力災害対策特別措置法」第二条第三項に定める「原子力事業者」である。

\*3 受託者が直接実施することができないものや適当でないものについて、他の事業者に外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。

\*4 別紙「原子力事業者、メーカーとの共同研究について」

## 原子力事業者、メーカーとの共同研究について

(原子力施設の安全研究において共同での研究が必要な理由)

- ・燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ・実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには原子力事業者、メーカーの技術力を活かす共同での研究が重要。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、安全研究センターが原子力事業者、メーカーに妨げられることなく公開し、自由に評価できる実施方法を確立する必要がある。

このためには、原子力事業者、メーカーと対等な立場で研究を実施し(①中立性の確保)、その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにすること(②透明性の確保)が必要。

### ①中立性を確保する方法

- ・組織的独立性の確保
- ・契約の対等性の確保(共同研究)
- ・予算的対等性の確保(折半)
- ・研究分担・体制の対等性の確保
- ・成果の共有と評価の自由の確保

### ②透明性を確保する方法

- ・契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者、メーカーの研究者を受け入れる場合がある。

## 「業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例」

### －事例とその確認結果－

#### 【事例1】講師や委員の依頼を受ける

2. (1) ①で「当センターは、原子力事業者からの受託事業や研究資金を受けない」とあるが、原子力事業者から講師や委員の依頼を受け、旅費や謝金の支払いを受けることに問題はないか。

・講師や委員の依頼を受けることは、安全研究センター研究者の専門的、技術的知見に基づく意見や助言が求められているものであって、問題はない。旅費は、その移動に要する費用として同様である。一方、謝金の支払いを受けることは、原子力事業者からの独立性の担保に疑義が生じ得るため適当ではない。

#### 【事例2】出向者の従事

2. (1) ③で「当センターは、原子力事業者からの出向者を受託事業に従事させない」とあるが、メーカーからの出向者はこれに該当するか。

・メーカーは、原災法の原子力事業者ではないため、受託事業に従事させて問題はない。

#### 【事例3】専門部会委員の選定

2. (1) ③で「当センターは、原子力事業者からの出向者を受託事業に従事させない」とあるが、受託事業の専門部会に原子力事業者を委員として関与させる場合に問題はないか。

・受託事業の専門部会委員は、当該事業の実施に際し有識者・専門家の立場から意見や助言を行うのであって、受託事業の従事者ではないため、問題はない。ただし、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認に慎重を期すために、当該委員の選定にあたっては、原子力規制委員会の担当課等と調整する。

#### 【事例4】再委託先の選定

2. (1) ④で「当センターは、再委託先の従業者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事する場合には、受託事業に従事させない」とあるが、そのような再委託先を選定する場合のルールはあるか。

・例外的措置として原子力事業者を受託事業に関与させる要件は本項(3)のとおりであるが、当該者を再委託先に選定しなければ事業を遂行できない理由があることに加えて、a)再委託先に不利益になる情報も含めて全ての成果を報告させる、b)その報告を安全研究センターが独立した視点でとりまとめて原子力規制委員会へ報告する、c)安全研究センター自ら再委託先の研究内容の確認を行うことを条件とする。

